

(中心市街地の区域)

開発事業の手續等に関する条例施行規則第 2 条第 1 項の規定に基づき、区域を次のとおり指定する。

(J R 高槻駅及び阪急高槻市駅の周辺区域)

第 1 規則第 2 条第 1 項第 1 号により指定する区域は、図 1 のとおりとし、当該区域の周囲の幹線道路に面する開発事業の施行区域を含むものとする。

(J R 摂津富田駅及び阪急富田駅の周辺区域)

第 2 同条同項第 2 号により指定する区域は、都市計画において商業地域又は近隣商業地域として定められた区域とする。

(阪急上牧駅の周辺区域)

第 3 同条同項第 3 号により指定する区域は、都市計画において近隣商業地域として定められた区域とする。

図 1

